

21年度 市の財政状況を公表します

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にしていただくため、年2回市の財政状況を公表しています。今回は、21年度（21年4月1日～22年3月31日）の予算、基金、市債の現在高、財産の状況などについてお知らせします。詳しくは財政課 ☎470・7706へ。

市債の状況(22年3月末現在)

道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設を利用する世代にも負担をしないでいただくことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として、国などから借入れを行っています。

◆市債残高 432億255万2千円

(内訳) 一般会計 256億4568万4千円▽国民健康

■一般会計

予算総額 379億111万6千円
当初予算額は341億6,400万円でしたが、6回の補正を行いました。
(歳入) 収入済額 318億7,842万6千円 (収入率) 84.1%
(歳出) 支出済額 315億1,089万4千円 (執行率) 83.1%



■国民健康保険特別会計

予算総額 121億8,544万8千円
(歳入) 収入済額 105億8,339万2千円 (収入率) 86.9%
(歳出) 支出済額 105億1,378万4千円 (執行率) 86.3%

■後期高齢者医療特別会計

予算総額 17億612万8千円
(歳入) 収入済額 16億5,921万4千円 (収入率) 97.3%
(歳出) 支出済額 16億5,447万1千円 (執行率) 97.0%

■老人保健特別会計

予算総額 1億7,966万2千円
(歳入) 収入済額 1億1,896万3千円 (収入率) 66.2%
(歳出) 支出済額 1億875万8千円 (執行率) 60.5%

■介護保険特別会計

予算総額 56億5,025万円
(歳入) 収入済額 50億2,365万6千円 (収入率) 88.9%
(歳出) 支出済額 49億3,068万3千円 (執行率) 87.3%

■下水道事業特別会計

予算総額 27億4,415万2千円
(歳入) 収入済額 22億4,014万9千円 (収入率) 81.6%
(歳出) 支出済額 24億2,187万1千円 (執行率) 88.3%

予算総額に対する執行率はいずれも22年3末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間（4月1日～5月31日）」後に確定します。

第2回 市議会定例会を開催中

22年第2回定例会が6月3日(木)～22日(火)の20日間の日程で開催中です。今回の議会上程された市長提出議案は次の通りです。

- ▼東久留米市特別職の給料の特例に関する条例▼東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市税条例の一部を改正する条例▼東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例▼東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例▼東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例▼市道路線の認定について
- 詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。

市民負担の状況

市の財源は、皆さんが納めている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成されています。

◆市民一人当たりの市税負担額 15万円

◆一世帯当たりの市税負担額 34万1千円

基金の状況(22年3月末現在)

基金は、家計で言えば「貯

金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

◆基金現在高 25億10万2千円

(内訳) 財政調整基金 10億5239万5千円▽その他の基金 14億4770万6千円

※金額は千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

固定資産税(家屋)が減額されます

家屋の固定資産税について、次の①～③の住宅改修を行った場合、減額となる制度が実施されています。

また、従来の新築住宅の軽減措置④に加え、新たに21年6月4日から長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置⑤が加わり、全部で5種類の

家屋の固定資産税についての減額制度が創設されています。

①耐震改修住宅軽減②バリアフリー改修住宅軽減③省エネ改修住宅軽減④新築住宅軽減⑤長期優良住宅(2000年住宅)に対する軽減

前記①～③の住宅改修に関する軽減のうち、①の「耐震改修住宅軽減」と②の「バリアフリー改修住宅軽減」または③の「省エネ改修住宅軽減」を重複させることはできませんが、②の軽減と③の軽減は重複して受けることができます。なお、④の「新築住宅軽減」と⑤の「長期優良住宅に対する軽減」を重複させることはできません。

【注意】この5種類の軽減

夜間・休日納税相談窓口を開設します

市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。



措置は家屋の固定資産税に関するもののみです。土地および償却資産の固定資産税、ならびに土地および家屋の都市計画税は軽減されません。詳しくは課税課家屋資産係(内線2342～2344)へ。

市税の納付にご協力ください

6月30日(水)は、市・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

後期高齢者医療保険料 22年・23年度の保険料率が決まりました

4月の年金から22年度の保険料が引き落とされている方は、20年中の所得に合わせた徴収となっています。21年中の所得に合わせた保険料は、7月中旬ごろに決定通知書を送付します。

③ 保険料の軽減
所得に応じて、次の①～③の保険料の軽減があります(軽減には、確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です)。

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに見直されます。原則として、都内での同保険料率は均一となります。22年1月の東京都後期高齢者医療広域連合議会で、22年度における保険料および軽減措置が決定しました。

詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

① 保険料の決め方

東京都における後期高齢者医療保険料の算出は、左図の通りです。

東京都の保険料 = 均等割額 + 所得割額

均等割額: 被保険者1人当たり 37,800円

所得割額: 賦課の基となる所得金額 (※1) × 東京都の所得割率 7.18%

※1 賦課の基となる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と、世帯主の「所得金額を合計した額」(65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差引いた額)を基にした軽減があります。

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額 (33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下でその他の所得がない場合	9割
基礎控除額 (33万円) + (24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く))	5割
基礎控除額 (33万円) + (35万円×被保険者の数)	2割

※均等割額8.5割軽減の方は、22年度は5,600円となります。これまでは、国の政策に基づき、制度発足時の20年度保険料のみの特別措置として、5,600円の年間保険料を5,400円に変更した経緯があります。また、21年度の保険料は、国から本来の算定とする旨の通知がありました。しかし、22年度からは、年間保険料を5,600円とする原則どりの保険料算定となります。

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」を基にした軽減があります。

賦課の基となる所得金額(旧ただし書き所得)年金収入のみの場合	軽減割合
⑦ 15万円(年金収入168万円)以下	全額
① 20万円(年金収入173万円)以下	75%
② 58万円(年金収入211万円)以下	50%

※⑦・①については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

③ 会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。